

入 札 説 明 書

令和6年札幌市告示第2432号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「様式集」、「仕様書」、「契約書（案）」の全てを指す。

1 告示日 令和6年6月5日

2 契約担当部局

郵便番号 060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階
札幌市教育委員会学校教育部教職員課職員健康管理担当
電話 (011) 211-3855 メールアドレス kyoshokuin@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
札幌市立学校職員面接指導業務
- (2) 調達案件の仕様等
別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際は、長時間勤務者に対する面接指導及び高ストレス者に対する面接指導は単価契約とし、支払いの際は、各単価に実際の面接指導を実施した数を実施した数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書に契約希望単価の110分の100に相当する積算内訳を記載した別表を添付すること。（入札書及び別表はホチキスで2箇所を綴じ、つなぎ目に入札者（入札代理人）の印にて契印を押すこと。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」に登録がされている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 精神科医師を有しており、希望者に対する面接指導が可能であること。
- (7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札手続き等

(1) 入札に関する問合せ先

上記2に同じ。

(2) 入札参加資格の審査方法

事前審査とし、令和6年6月17日（月）16時00分までに、入札参加資格を証明する書面等を提出し、担当者の確認を受けることとする。

(3) 入札書の受領期限

入札書は、共通－第7号様式にて作成し、全員送付または持参によること

※ 送付または持参の期限 令和6年6月17日（月）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

※ 送付先または持参先 上記2に同じ

(4) 開札の日時及び場所

令和6年6月18日（火）14時30分

札幌市教育委員会教職員課執務室内（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階）

(5) 入札書の提出方法

入札書は、共通－第7号様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「【札幌市立学校職員面接指導業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記(3)の期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記アのとおり記載しなければならない。外封には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、上記2あてに令和6年6月17日（月）16時00分までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時まで委任状（共通－第8号様式）を提出しなければならない。

オ 入札者又は代理人は本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年6月13日（木）までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和6年6月14日（金）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するほか、教育委員会HPにおいても公表する。

(7) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（共通－第8号様式）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札の日時及び場所

入札終了後ただちに上記(4)の場所にて行う。

(11) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 開札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり。